

(表)

神奈川県子ども・子育て支援推進事業者登録簿

認証年月日	平成 20 年 12 月 3 日	認証番号	9 4
登録年月日	平成 20 年 12 月 3 日	登録番号	9 4
事業者	名称(氏名)	三菱重工業株式会社 横浜製作所	
	代表者名	横浜製作所長 梅原 芳郎	
	所在地(住所)	神奈川県横浜市中区錦町 12 番地	
1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)に基づく従業員の子の養育に関する措置の状況			
(1) 育児・介護休業法に関してあらかじめ定めるべき事項等(育児・介護休業法第 21 条関連)			
<input checked="" type="checkbox"/> 育児休業中の待遇(賃金その他の経済的給付等)に関する就業規則等の定め			
<input checked="" type="checkbox"/> 休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項			
<input checked="" type="checkbox"/> その他(休業期間が終了した場合の労務の提供時期等)の事項			
(2) 雇用管理及び職業能力の向上等に関する措置(育児・介護休業法第 22 条関連)			
<input checked="" type="checkbox"/> 原職等へ復帰させる配慮等労働者の配置等雇用管理についての工夫 雇用保険法施行規則第139条第 2 項に規定する育児休業者職場復帰プログラムの実施等労働者の状況に応じた計画的な職業能力の開発等の措置の実施			
(3) 子の養育を行う労働者に対する措置(育児・介護休業法第 24 条関連)			
<input checked="" type="checkbox"/> 3 歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に対する就業しながら子の養育を容易にするための措置(育児休業制度又は勤務時間の短縮等の措置に準ずるもの)			
(4) 再雇用特別措置等(育児・介護休業法第 27 条関連)			
<input checked="" type="checkbox"/> 妊娠、出産及び育児を理由として退職した者に対する再雇用特別措置等			
(5) 育児・介護休業法に規定する措置を上回る措置の有無(神奈川県子ども・子育て支援推進条例施行規則(以下「規則」という。)第 2 条第 1 号から第 5 号までの規定関連)			
<input checked="" type="checkbox"/> 有 無			
内容			
育児休業は、保育所の事情等により必要な場合、子が満 3 歳に達するまで取得可能			
子の看護休暇は、子が小学校 3 年修了まで取得可能			
育児勤務は、コアタイムを含む 4 時間以上の短時間勤務で、子が小学校就学の始期に達するまで(やむを得ない事情がある場合は、小学校 3 年修了まで)取得可能			
仕事と育児の両立支援金(子を保育所等に預けた場合、子が満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで、社員 1 人につき 1 ヶ月 5,000 円を支給)			
次世代育成支援金(第 3 子以上の子が出生した場合、出産祝い金とは別に、社員 1 人につき 100,000 円を支給) 等			
2 職業家庭両立推進者の所属名・役職名(規則第 2 条第 6 号関連)			
(総務部長)			
3 一般事業主行動計画に関する事項			
(1) 届出済みの一般事業主行動計画に定めている取組の内容(規則第 2 条第 7 号関連)			
ア 雇用環境の整備に関する事項			
(ア) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備			
a 妊娠中及び出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知及び情報提供並びに相談体制の整備の実施			
b 産前産後休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容及び業務体制の見直し			
c 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進			
d 育児・介護休業法の育児休業制度を上回る期間、回数等の休業制度の実施			
<input checked="" type="checkbox"/> e 育児休業を取得しやすく、及び職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置の実施			
(a) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施			
(b) 労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知			
(c) 育児休業期間中の代替要員の確保並びに業務内容及び業務体制の見直し			
(d) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供			
(e) 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容及び業務体制の見直し			

(裏)

<p>f 小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる次のいずれか一つ以上の措置の実施</p> <p>(a) 短時間勤務制</p> <p>(b) フレックスタイム制度</p> <p>(c) 始業及び終業時刻を繰り上げ、又は繰り下げる制度</p> <p>(d) 所定労働時間を超えて労働させない制度</p> <p>g 小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる事業所内託児所施設の設置及び運営</p> <p>h 小学校就学前の子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施</p> <p>i 労働者が子どもの看護のための休暇を取得できる制度の導入</p> <p>j 希望する労働者に対する勤務地及び担当業務の限定制度の実施</p> <p>k 子育てを行う労働者の社宅への入居に関する配慮及び子育てのために必要な費用の貸付けの実施等子育てをしながら働く労働者に配慮した措置の実施</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> l 育児・介護休業法に基づく育児休業並びに時間外労働及び深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等諸制度の周知</p> <p>m 出産及び子育てによる退職者についての再雇用制度の実施</p> <p>(イ) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備</p> <p>a 所定外労働の削減のための措置の実施</p> <p>b 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施</p> <p>c 多様な働き方の選択肢を拡大するための短時間勤務及び隔日勤務の導入</p> <p>d 情報通信技術（IT）を利用した場所及び時間にとらわれない働き方の導入</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> e 職場優先の意識及び固定的な性別役割分担意識の是正のための情報提供及び研修の実施</p> <p>イ ア以外の次世代育成支援対策に関する事項</p> <p>()</p>		
<p>(2) 一般事業主行動計画の公表方法及び公表場所（規則第2条第7号関連）</p> <p>公表方法</p> <p>{ インターネット }</p> <p>公表場所（インターネットの利用による場合はそのアドレス）</p> <p>{ http://www.ryouritsushien.jp/ }</p>		
<p>(3) 一般事業主行動計画の計画期間(規則第2条第8号関連)</p> <p>平成19年4月 ~ 平成23年3月(第2期)</p>		
<p>4 次世代育成支援対策推進法第13条の規定による認定の有無</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>有（認定年月日：平成19年5月10日 認定者：東京労働局長） 申請中 無</p>		
<p>5 県内の主な事業所</p>		
事業所の名称	住所	電話番号
本社（横浜）	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1(三菱重工横浜ビル)	045-225-0900
研究所		
先進技術研究センター	神奈川県横浜市金沢区幸浦1-8-1	045-771-1022
横浜研究所	神奈川県横浜市金沢区幸浦1-8-1	045-775-0782
事業所		
横浜製作所	神奈川県横浜市中区錦町12番地	045-629-1600
プラント・交通システム事業センター（横浜）	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1(三菱重工横浜ビル)	045-224-9288
事業本部・事業部		
原動機事業本部	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1(三菱重工横浜ビル)	045-224-9571
汎用機・特車事業本部	神奈川県相模原市田名3000	042-761-1101

備考 1 ()の欄には、該当する事項がある場合に記載する。
2 のある欄には、該当する 内にレ印を記入する。